



No. 7

広報はとまがわ

H9. 11. 1現在

地区面積

57,521,101㎡

組合員数

4,285名

野谷地地区低コスト化水田農業 大区画ほ場整備事業



平成9年度 県ほ野谷地地区

小排水路掘削施工状況

県ほ野谷地地区は、低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業として6年度採択着工、受益面積A=213haで8年度までA=115ha（54%）の区画整理工事が終わり、9年度はA=57haの区画整理工事が夏季施工として発注され順調に進捗しています。

当土地改良区平成九年第二回臨時総代会が、去る八月七日午前十時より南方町農村環境改善センターに於いて、総代七〇名の出席を得て開催された。

理事長より「総代皆様方をはじめ組合員各位の常日頃より土地改良区運営並びに各種事業の推進等に御理解、御協

力を賜っておりますことに心から感謝を申し上げますと共に、県営圃場整備事業4地区を、はじめて担い手育成支援事業、適正化事業、管理体制事業等の事業も計画通り順調に進捗しておりますことをまず御報告します。われわれ農業者にとっても、新しい国際化時代を迎え年々厳しい情勢であり

ますが、役職員一丸となってこれに立ち向かっていく所存でありますので、尚一層の御協力をお願いしたい」と挨拶を述べた後、議長に鈴木守徳代を選任し、八年度各種会計決算を主とする十八案件の議案が提出され、慎重審議の結果、全議案とも原案の通り承認された。

助・県営事業）償還金歳入歳出別会計（県営・団体営・非補助・県営事業）償還金歳入歳出

別会計（県営・団体営・非補助・県営事業）償還金歳入歳出別会計（県営・団体営・非補助・県営事業）償還金歳入歳出

平成八年度各種会計決算額

歳入決算総額 三六億六千五百七十一万二千円
歳出決算総額 一六億六千二百六十二万六千円

議決事項

1997年6月23日 9年第1回臨時総代会開催

去る6月23日、当土地改良区平成9年第1回臨時総代会が南方町公民館ホールに於いて、総代63名の出席を得て開催されました。

理事長より、「予てから総代の皆様方に御報告していた国営事業で造成された各基幹施設の老朽化による改修工事が早急に必要ことから、関係各機関と協議し指導を頂いた結果、『国営造成土地改良施設整備計画』が3月に新規事業採択の内示を得て、緊急に法手続等を要することから、本日の臨時総代会に提出となった訳であります。現在、国では行財政改革に取り組み農業農村整備事業予算には益々厳しい状況にあります。このため効率補助の事業を取り入れて、これらの基幹施設の保全及び機能の回復を図ることによって維持管理費（組合員負担）の軽減、安全性の確保が図られる等その効果は充分発揮されるものである為、役職員一丸となって努力して参りますので、今後とも一層の御理解と御協力をお願いしたい」と挨拶があった後、本会議の議長に小俣信一総代が選任され提出議案第1号を慎重審議の結果、原案通り可決決定されました。

議決事項

◇第1号議案 国営旧迫川土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）の計画について
『原案可決』…以上。

国営旧迫川土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）計画

1. 事業量 4 揚水機場・用水路 2 路線

◆揚水機場

施設名	改修工事内容
西館揚水機場	電気設備・ゲート設備・観測設備 一式
山吉田揚水機場	電気設備・ゲート設備・ポンプ・観測設備 一式
南方揚水機場	電気設備・ゲート設備・原動機・観測設備 一式
米山揚水機場	電気設備・ゲート設備 一式

◆幹線用水路

施設名	改修工事内容
西館幹線用水路	鋼管継ぎ手部改修 一式
南方幹線用水路	分水ゲート扉体交換 一式

2. 総事業費 1,200,000千円

3. 工期 平成9年度～平成11年度

4. 負担区分の予定割合

国庫負担	県負担	町負担	地元負担
200/300	51/300	18/300	31/300

出決算承認について

◇第六号議案 平成八年度特別会計（県営圃場整備事業）歳入歳出決算承認について

◇第七号議案 平成八年度特別会計（換地清算金）積立金歳入歳出決算承認について

◇第八号議案 平成八年度特別会計（農業用排水事業）積立金歳入歳出決算承認について

◇第九号議案 平成八年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用済金）積立金歳入歳出決算承認について

◇第十号議案 平成八年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用済金）積立金歳入歳出決算承認について

別会計（担い手育成支援事業）
歳入歳出決算承認について
◇第十一号議案 平成八年度
特別会計（適正化事業・管理
体制事業）歳入歳出決算承認
について

◇第十二号議案 平成九年度
一般会計歳入歳出補正予算議
決について

◇第十三号議案 平成九年度
特別会計（県営・団体営・非
補助・県営事業）償還金歳入
歳出補正予算議決について

◇第十四号議案 平成九年度
特別会計（県営市場整備事業）
歳入歳出補正予算議決につい
て

◇第十五号議案 長期借入金
及び償還方法（県営事業）の
一部変更について

◇第十六号議案 平成九年度
特別会計（換地清算金）積立
金歳入歳出補正予算議決につ
いて

◇第十七号議案 平成九年度
特別会計（職員退職給与・財
政調整・農地転用決済金）積
立金歳入歳出補正予算議決に
ついて

◇第十八号議案 平成九年度
特別会計（担い手育成支援事
業）歳入歳出補正予算議決に
ついて

全議案「原案可決」
……以上……

平成9年 第2回臨時総代会 8月7日 開催

…… 18 提出議案原案のとおり可決……



8 年度事業報告

第1 地区及び組合員の状況

1. 総地積 57,524.374㎡

地区別	前年度末	本年度末	比較	附記
経常	57,613,602㎡	57,524,374㎡	△89,228㎡	△…農地転用、 公共用地買収他

2. 組合員数 4,296人

前年度末	本年度末	比較	附記
人 4,316	人 4,296	人 △20	

第2 事業の状況

1. 施設の維持管理状況

(1) 揚水機場の数

地区別	機場数	用排別	地区別	機場数	用排別
第1地区	46	用水	沼崎地区	2	用排
第2地区	27	用水	内浦地区	2	用排
排水地区	14	排水	米山地区	19	用排

(2) 機場運転関係者等（水路管理・薬揚げ人を含む）

区分	機場数	雇用	委託	計	附記
全地区	110	63	26	89	

(3) 水路の管理

直接管理は、幹支線級のみで支線用排水路の浚渫及び清掃、薬刈2回実施した。

(4) 樋門・堰等の管理

樋門・堰等の数は23ヶ所、職員または委託管理して用水の適正な配分と施設の保全に当たった。

(5) 用排水の調整

用水については、水路管理人を置いて適正な用水調整を行った。

更に用水不便を来す地域には臨時ポンプの設置対応となった。排水については、降雨量等の状況により排除してきた。

（次ページにつづく）



挨拶…渡辺理事長



議長…鈴木総代

八年度決算状況

質疑……二階堂総代



2. 維持管理工事の施行状況

(1) 工事の施行概要

慣行的な水路浚渫・葦刈等の実施については、各部落毎に委託または業者請をもって実施した。

維持管理工事は、請負工事175件で117,881,104円、直営工事47件で1,805,650円、その他工事16,046,590円、工事費総額135,733,380円を施行した。

(2) 各事業の状況

適正化事業、管理体制整備事業。

3. 県営事業推進状況その他事業に関する事項

(1) 県営ほ場整備事業工事の進捗状況

区 分	長沼地区	迫南部地区	野谷地地区	計
区画整理	—	29.3	59.6	88.9
暗渠排水	122.4	—	20.8	143.2

(2) 換地業務について

県営長沼地区、県営北浦地区、県営迫南部地区、県営野谷地地区換地業務委託契約に基づき、委託業務を行い成果品を県宛に提出した。

第3 事務の経過

1. 本年度中の主な行事

(1) 総代会 2回

(2) 理事会 11回

(3) 監事会 5回

(4) 各種委員会

イ、総務委員会 5回

ロ、工事委員会 3回

ハ、換地・評価・実行・合同委員会

区 分	長沼地区	北浦地区	迫南部地区	野谷地地区
換地委員会	2回	—	1回	1回
評価委員会	1回	—	—	—
実行委員会	1回	1回	2回	4回
合同委員会	1回	1回	1回	2回

資産と負債のあらまし

短期負債 26.0%

退職給付積立金…295,604,942円
財政調整積立金…226,129,566円
決済金積立金…219,325,919円
換地清算積立金…957,476,766円
農業沼遊水地事業地役権補償費
……94,171,691円

長期負債 74.0%

農林漁業
金融公庫…4,691,074,918円
宮城県信連…84,939,263円
南方農協…187,340,000円
米山農協…8,944,000円



負債合計 6,765,007,095円

固定資産 6.0%

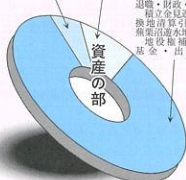
土地…19,917,970円
建物…62,910,296円
機械…16,188,658円
備品…36,221,926円

流動資産 10.0%

一般会計預金…83,397,360円
特別会計預金…126,980,153円
未収入金…552,127円

特定資産 84.0%

退職・財政・決済
積立金見返預金…741,060,457円
換地清算引当金…957,476,766円
農業沼遊水地事業
地役権補償費…94,171,691円
基金・出資金…1,600,000円



資産合計 2,140,477,404円

一般会計決算

歳入 7億9,046万円

歳出 7億 706万円

差引残金 8,339万円翌年度へ繰越

平成8年度一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位:円)

科 目	本年度決算額	本年度予算額	附 記
1. 組合費(賦課金)	617,263,290	617,143,000	事務費、管理費賦課金
2. 雑 収 入	10,066,802	8,929,249	延過怠金、預金利子、用水使用料他
3. 繰 入 金	38,159,480	38,159,480	退職金、決済金より繰入金
4. 諸 収 入	338,330	400,000	各機場合舎電灯料他
5. 過 年 度 収 入	29,656	10,000	未収賦課金
6. 補 助 金	17,687,942	13,450,000	施設管理及び農業用排水管理 宮城県、南方町、追町、米山町、涌谷町より 西館機場期間外排水経費 追町より 農業用施設事故対策事業 宮土連より
7. 委 託 管 理 費	1,160,000	1,160,000	高鳥水門外管理委託 宮城県より
8. 繰 越 金	80,267,271	80,267,271	前年度より繰越金
9. 交 付 金	16,934,633	15,700,000	派遣職員交付金
10. 委 託 費	2,234,500	2,234,500	土地改良調査計画事業 東北農政局より 国営造成施設調査管理委託料 宮土連より
11. 土 地 代 金	1,142,000	1,142,000	土地売却代
12. 受 託 料	5,180,900	5,180,900	財産管理台帳作成業務受託料 宮城県より
歳 入 合 計	790,464,804	783,776,400	

歳出

科 目	本年度決算額	本年度予算額	附 記
1. 事 務 費	96,040,533	128,170,000	役員報酬、職員給料、諸手当、事務所管理費、事務一般運営費他
2. 会 議 費	4,928,129	7,700,000	総代会費、役員会費、委員会費
3. 交 付 金	4,631,194	5,130,000	賦課金完納奨励金及び賦課金出納事務取扱手数料
4. 諸 支 出 金	15,898,752	19,990,000	各種団体負担金、厚生福利費、広報費、公用車維持費他
5. 繰 出 金	50,118,000	50,118,000	各種会計へ
6. 管 理 費	500,695,956	526,637,000	施設管理費、維持管理工事費他
7. 調 査 費	2,234,500	2,234,500	水利状況調査費他
8. 退 職 給 与 金	27,339,480	27,339,480	退職者2名分
9. 台 帳 作 成 業 務 費	5,180,900	5,180,900	財産管理台帳作成業務費他
10. 予 備 費	-	11,276,520	
歳 出 合 計	707,067,444	783,776,400	

県ぽ特別会計決算

歳入 2億4,116万円

歳出 1億9,655万円

差引残金 4,461万円翌年度へ繰越

平成8年度県ぽ特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位:円)

科目	本年度決算額	本年度予算額	附記
1. 賦課金	21,706,184	21,671,000	事業賦課金
2. 受託料	49,931,000	49,931,000	換地業務受託料
(1) 長沼地区	20,973,000	20,973,000	一時利用地変更指定、分筆、相続等代位登記
(2) 北浦地区	16,075,000	16,075,000	工事後の土地評価、一時利用地変更指定、換地計画書作成
(3) 迫南部地区	6,278,000	6,278,000	一時利用地変更指定、分筆、相続等代位登記
(4) 野谷地地区	6,605,000	6,605,000	一時利用地変更指定、分筆、相続等代位登記
3. 長期借入金	40,660,000	40,660,000	
(1) 長沼地区	2,860,000	2,860,000	農林漁業資金
(2) 北浦地区	7,520,000	7,520,000	農林漁業資金
(3) 迫南部地区	23,767,000	23,767,000	農林漁業資金
(4) 野谷地地区	6,513,000	6,513,000	農林漁業資金
4. 繰入金	26,207,095	26,207,095	一般会計、換地清算積立金より
5. 繰越金	56,393,477	56,393,477	前年度より繰越金
6. 雑収入	586,482	13,428	延過怠金、預金利息他
7. 補助金	45,682,000	45,682,000	事業費分担金補助金迫町より
歳入合計	241,166,238	240,558,000	

歳出

科目	本年度決算額	本年度予算額	附記
1. 事務費	24,768,158	54,380,000	各地区各種委員会実費弁償及び委員長手当、職員給料、諸手当、その他県ぽ運営費
2. 換地業務費	49,931,000	49,931,000	長沼地区、北浦地区、迫南部地区、野谷地地区、換地委員会実費弁償、給料、諸手当、厚生費他
3. 事業費	121,854,471	124,458,000	
(1) 長沼地区	60,934,973	62,728,000	長期借入償還金、事業地元分担金、付帯工事費、不耕作補償費他
(2) 北浦地区	21,208,106	21,331,000	"
(3) 迫南部地区	28,276,759	28,771,000	"
(4) 野谷地地区	11,434,633	11,628,000	"
4. 予備費	-	11,789,000	
歳出合計	196,553,629	240,558,000	

平成8年度特別会計別決算状況

会計別	歳入	歳出	差引残金
県営・団体営・非補助・県ぽ事業償還金	629,643,437円	621,053,662円	8,589,775円
換地清算積立金	962,976,766	5,500,000	957,476,766
職員退職給与積立金	322,944,422	27,339,480	295,604,942
財政調整積立金	226,129,566	-	226,129,566
農地転用決済金積立金	232,005,949	12,680,000	219,325,949
担い手育成支援事業	134,426,354	60,650,000	73,776,354
農業遊水地事業地役権補償費積立金	94,171,691	-	94,171,691
適正化事業・管理体制事業	31,783,415	31,782,000	1,415

特別会計

残金決算額は、翌年度へ繰越

特別会計

事業地区別償還金残額調書

平成8年度末

単位：円

地区名	泉宮かんばい	泉宮ほ場整備	団体営事業	平準化事業	維持管理事業	償還残金計	10a当残金	最終償還年度
第1千貴区	45,771,563	118,644,870		31,231,000	6,106,024	201,753,457	116,150	H26
第1野谷地区	6,329,289	24,815,065		6,949,000	844,341	38,937,695	161,777	H25
第1燐岡分区	20,994,714	59,818,690			2,800,740	83,614,144	104,855	H26
第1一ノ曲分区	20,300,036	172,374,532		7,920,000	2,708,068	203,302,636	263,550	H25
第2地区	112,615,026	217,748,707			15,023,085	345,386,818	80,790	H25
第4地区	60,051,056	227,255,985			8,010,939	295,317,980	129,600	H26
第5地区	92,932,482	319,478,734			12,397,392	424,808,608	120,441	H25
第6地区	96,560,245	571,895,464		96,140,000	12,881,343	777,477,052	212,083	H25
第10地区	91,388,753	334,315,282		19,730,000	12,191,455	457,625,490	131,879	H27
第11地区	30,411,460	256,054,536		17,870,000	4,056,954	308,392,950	267,197	H29
第13地区	27,401,189	258,595,390			3,655,377	289,651,956	278,463	H26
長沼地穂区	5,325,865	66,866,459			710,482	72,902,806	362,677	H31
長沼町新田区		87,707,489				87,707,489	303,765	H31
北浦地区	21,689,392	242,713,820			2,893,411	267,296,623	324,245	H31
迫南部泥内区		78,725,155				78,725,155	147,202	H31
迫南部茂佐治区		6,927,420				6,927,420	71,858	H31
迫南部土手ノ内区	9,030,814	33,981,716			1,204,730	44,217,260	129,415	H31
野谷地地区	56,577,666	76,477,533			7,547,582	140,602,781	65,433	H31
第3地区	37,147,255	188,923,220			17,476,359	243,546,834	79,824	H27
第7地区	123,063,702	1,473,127,470			57,896,572	1,654,087,744	163,657	H27
第8地区	73,730,859	473,216,523			34,687,542	581,634,924	96,076	H27
第9地区	8,293,715	56,299,794			3,901,875	68,495,384	100,516	H26
大網地区	2,315,593		5,002,177		308,905	7,626,675	87,583	H25
沼崎地区					23,852,390	23,852,390	47,500	H20
西谷地地区	1,342,025				12,627,511	13,969,536	127,964	H25
用水2地区					6,694,853	6,694,853	675	H19

※償還残金計には、利息が含まれた金額となります。

又、事業継続地区については、借入があった場合変動があります。

水がささえる豊かな社会…水（川）も生きもの…

…泣いています みんなできれいに！



おねがい

“『水路…すいろ』は、
ゴミ捨て場ではありません”

改良区が管理しております水路に空カン、空ビン、ビニール袋に入った（特にパンパース）等のゴミが捨てられております。このようなゴミは管理施設の機能障害を来し維持管理費の増大につながり組合員皆様方の負担となります。

ゴミは絶対に捨てないよう・捨てさせないように、お互いに注意しましょう。

ゴミは指定された場所
（町指定のゴミ捨て場）に！

県営基幹水利施設補修事業

（9年度施行）

＜畑岡揚水機場＞

- ✦ 建屋補修（外部補修、屋根漏水補修）
- ✦ 1・2号ポンプ整備（シャフト、羽根車の交換）
- ✦ エンジン（130PS）更新
- ✦ 受配電盤更新（操作盤、変圧器他）
- ✦ 休憩室並びにトイレ新設



…お知らせ…

〓 換地業務で

行なう前提

登記について

△こんな時相談下さい▽

「長沼・北浦・迫南部・

野谷地区」

当土地改良区では、四地区について圃場整備事業が進行中ですが、その事業地区内に於いて次の事項については、「前提登記」として、土地改良区が登記事務を代行する事が出来ますのでお知らせ致します。

① 登記名義人の表示の変更の登記

…所有者の住所、氏名についての変更、更生。

② 相続による所有権移転の登記

相続登記の未了のもの

これらの登記は、工事着手時から、換地処分登記までの間に終了する事となっていますので、登記を必要とされる方は早めに、当土地改良区へ換地係へまでご相談下さい。

尚、贈与又は交換による所有権移転登記及び、抵当権に係る登記は代行出来ませんので、申し添えます。

軟弱粘性地盤における幹線排水路の施工について

県長沼、北浦地区の幹線排水路工事は区画整理工事で同時に暫定土水路で実施したが、排水路掘削後まもなく一部においてすべり破壊が発生し、支線道路、水田のすべり沈下が起きた。

その後、比較的安定している部分に連結平板ブロックを施工したが、特に軟弱な区間については連結平板ブロック施工が困難だった為、現在においても支線道路が1m程度沈下し、すべりの状況が継続しており極めて不安定な状況になっている。

このため対策としていくつかの工法を検討した結果、プレロード工法と掘削置換工法（フルームタイプ）の併用が最善と考えられ平成8年度より実施しています。

プレロード工法とは排水路、支線道路に予め盛土をし、3ヶ月程度放置しておいて圧密沈下を促進させる工法です。

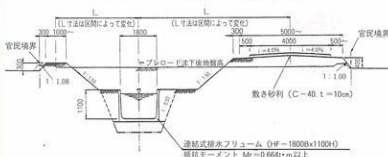
その結果、平成8年度実施した区間については殆ど沈下、すべりが見られず安定している状況です。

以上の事から経済性、施工性からして軟弱地盤地域に最も適した工法と思われます。

プレロード工法完成断面



掘削置換工法完成断面



新上谷地地区県単小規模土地改良事業（団体営）

1. 事業量

機 場 1ヶ所

φ250mm 1台 2.2KW

送水管 φ300mm L=800m

分水工 2ヶ所

2. 概算事業費

20,000千円

3. 補助率

県補助金 1/3

4. 工 期

9年度～10年度（2ヶ年）

平成 9 年 度 1 0 a 当

区 分	10a当り 賦課金	用 水 第1地区	用 水 第2地区	沼 崎 地 区 沼崎区	沼 崎 地 区 大平前区	内 浦 地 区 第1区	内 浦 地 区 第2区	内 浦 地 区 第3区	米 山 地 区	野谷地 地区	北 浦 地 区	長 沼 地 区 町新田区	長 沼 地 区 地鏡区	道 南 部 地 区 茂伝治区	道 南 部 地 区 泥内区	道 南 部 地 区 土手の内区	西谷地 地区	大 網 地 区
事務費(田)	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
事務費(畑)	1,350																	
用水第1地区	5,300	5,300								5,300								5,300
1/2用水地区	2,650	2,650																
用水第2地区	3,800		3,800								3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800		
排水地区	4,000	4,000	4,000							4,000	4,000		4,000				4,000	
1/2排水地区	2,000	2,000																
沼 崎 区	8,900			8,900														
大 平 前 区	2,000				2,000													
内 浦 第1区	5,600					5,600												
内 浦 第2区	4,200						4,200											
内 浦 第3区	1,400							1,400										
米山地(田)	7,800								7,800									7,800
県 ば 事 業																		
野谷地地区	2,200									2,200								
北 浦 地 区	11,000										11,000							
町新田区	14,000											14,000						
地 鏡 区	14,000												14,000					
茂伝治区	2,500													2,500				
泥 内 区	4,000														4,000			
土手の内区	2,000															2,000		
大 網 地 区	4,600																	4,600
県営負担第1	2,700	2,700	2,700							2,700	2,700		2,700			2,700		2,700
県営負担第2	1,490								1,490								1,490	
県営負担(畑)	300																	
西谷地地区	10,610																10,610	
千 貫 区	5,450																	
野 谷 地 区	2,950																	
一の曲分区	6,830																	
畑岡分区	10,290																	
第2地区	7,070																	
第5地区	7,980																	
第10地区	7,230																	
第4地区	6,960																	
第6地区	4,710																	
第11地区	4,590																	
第13地区	7,580																	
第3地区	8,310																	
第3地区(畑)	1,662																	
第7地区	9,980																	
第7地区(畑)	1,996																	
第8地区	8,630																	
第8地区(畑)	1,726																	
第9地区	8,880																	
第9地区(畑)	1,776																	
合 計		14,700	13,200	11,600	4,700	8,300	6,900	4,100	11,990	16,900	24,200	20,500	27,200	9,000	10,500	15,200	22,600	15,300

第2期賦課金は、11月14日発付…12月1日限りです。
納期限内に納入下さいますようお願い申し上げます。

賦課金の納入期限12/1

組合員のみなさんへこんな時お届け下さい！

諸名義変更などの

手続き・届出は、すみやかに土地改良区へ

.....おすみですか？

◆組合員資格得喪届出などを

1. 名義変更・売買などによる移動の方へ

地区内にある耕作地を売買した時及び経営移譲・一括贈与・使用貸借・受委託などした場合、届出がないといつまでも従前のままでの地積で賦課されます。又は、住所変更をした時・組合員が死亡した場合。

2. 農業者年金受給の方へ

年金受給資格権利を得るために使用貸借や一括贈与、又第3者移譲の申請を行った場合。

3. 農地転用などの方へ

田（農地）を宅地や畑（農地以外）に転用したとき又は、公共事業用地（道路等）に買収された場合。
「～決済金が必要。～」

以上の場合は、当事者連署押印（認印）の上お願いいたします。

■土地改良施設の他目的使用の届出を

1. し尿浄化槽等を設置する場合

地区内に、し尿浄化槽・畜産汚水処理槽等の設置並びに家庭雑排水等を放流する場合。

2. 土地改良施設及び用地を使用したい場合

宅地等の出入口に使用したい場合。

※施設の破損等の場合→届出

当土地改良区の管理する工作物及び施設その他について、滅失・破損その他修繕を要する場合。

※詳しいこと・届出は、直接当土地改良区へお願いいたします。

TEL 0220 (58) 2024 代表

平成9年秋の叙勲

勲七等青色桐葉章受章

佐々木 茂 平氏



佐々木氏が、9年秋の叙勲受章者として農林水産業（土地改良事業）功勞により、『勲七等青色桐葉章』の榮譽に輝かれました。

氏は、昭和25年北浦耕地整理組合に機関手として就職して以来45年間にわたり、土地改良区の

発展に寄与し農家経済の安定向上に貢献した功績が認められたものです。

受章を心からお祝い申し上げますとともに、今後も健康に留意されまして、一層の御活躍をお祈り申し上げます。

【おめでとうございます。】